

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う 事務取扱いの変更について

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の一部改正に伴い、**令和4年2月20日から**下記のとおり取扱いが変更となります。

### 1 次の区域内の住宅は認定ができなくなります

根拠法	区域
地すべり等防止法第3条第1項 (昭和33年法律第30号)	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3条第1項(昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策 の推進に関する法律第9条第1項 (平成12年法律第57号)	土砂災害特別警戒区域

これに伴い、計画住宅が上記区域内でないことを確認できる図書を添付いただけます。

 検索 神奈川県土砂災害情報ポータル> 土砂災害のおそれのある区域

「神奈川県土砂災害警戒情報システム」で上記区域を表示印刷した区域図(縮尺最大)に計画住宅位置を明記の上、提出してください。

※区域の内外の判断が明確でない場合には、別途図書を求めることがあります。

### 2 住宅性能評価機関による技術的審査項目が変更になります

次に掲げる項目の審査については市が行います。計画が適合することを確認できる図書を提出してください。

審査項目	添付図書
住宅の規模	住宅の専用面積表※別途提出様式作成中 上記面積を算出した面積求積図を併せて提出してください。
居住環境配慮基準	区域該当&適合チェックリスト※別途提出様式作成中 上記に加えて「さがみはら都市計画マップ」で計画敷地を明記の上、A3サイズで印刷したものを提出してください。  検索 市ホームページトップ> 市政情報> 都市計画マップ
維持保全計画	維持保全計画書
資金計画	認定申請書(第一号様式)第4面 ※額が適切か不明確な計画については、内訳を提出いただけます。

### 3 住宅性能評価機関を経由した際の添付図書が変更となります

令和4年2月20日からは長期使用構造等を確認した旨を記載した確認書若しくは住宅性能評価書又はその写しを添付してください。

**※従来の適合証又は長期使用構造等を確認した旨が記載されていない住宅性能評価書は本市の認定申請において活用いただけませんのでご注意ください！**

### 4 認定手数料が改正されます

戸建新築の場合 1戸 【改正前】6,000円 → 【改正後】8,000円

(変更 【改正前】3,000円 → 【改正後】4,000円)

手数料改正予定金額は次の一覧表をご覧ください。

## 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る認定等の申請手数料

### (1) 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料(新築の場合)

1棟の住戸の総数		1棟の認定申請手数料	
		申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書を受けている場合	直接申請する場合
一戸建ての住宅		8,000円	45,000円
共同住宅等	5戸以内	15,000円	110,000円
	5戸を超え、10戸以内	26,000円	170,000円
	10戸を超え、25戸以内	41,000円	340,000円
	25戸を超え、50戸以内	71,000円	600,000円
	50戸を超え、100戸以内	120,000円	1,000,000円
	100戸を超え、200戸以内	190,000円	1,900,000円
	200戸を超え、300戸以内	240,000円	2,700,000円
300戸超え		270,000円	3,400,000円

### (2) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料(新築の場合)

1棟の住戸の総数		1棟の認定申請手数料	
		申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書を受けている場合	直接申請する場合
一戸建ての住宅		4,000円	22,500円
共同住宅等	5戸以内	7,500円	55,000円
	5戸を超え、10戸以内	13,000円	85,000円
	10戸を超え、25戸以内	20,500円	170,000円
	25戸を超え、50戸以内	35,500円	300,000円
	50戸を超え、100戸以内	60,000円	500,000円
	100戸を超え、200戸以内	95,000円	950,000円
	200戸を超え、300戸以内	120,000円	1,350,000円
300戸超え		135,000円	1,700,000円

(3) 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料(増改築の場合)

1棟の住戸の総数		1棟の認定申請手数料	
		申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書を受けている場合	直接申請する場合
一戸建ての住宅		12,000円	68,000円
共同住宅等	5戸以内	23,000円	160,000円
	5戸を超え、10戸以内	40,000円	260,000円
	10戸を超え 25戸以内	61,000円	510,000円
	25戸を超え、50戸以内	110,000円	910,000円
	50戸を超え、100戸以内	170,000円	1,600,000円
	100戸を超え、200戸以内	290,000円	2,900,000円
	200戸を超え、300戸以内	360,000円	4,100,000円
300戸超え		400,000円	5,000,000円

(4) 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料(増改築の場合)

1棟の住戸の総数		1棟の認定申請手数料	
		申請前に「登録住宅性能評価機関」の長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書を受けている場合	直接申請する場合
一戸建ての住宅		6,000円	34,000円
共同住宅等	5戸以内	11,500円	80,000円
	5戸を超え、10戸以内	20,000円	130,000円
	10戸を超え 25戸以内共	30,500円	255,000円
	25戸を超え、50戸以内	55,000円	455,000円
	50戸を超え、100戸以内	85,000円	800,000円
	100戸を超え、200戸以内	145,000円	1,450,000円
	200戸を超え、300戸以内	180,000円	2,050,000円
300戸超え		200,000円	2,500,000円

(5) 下記事項のみの変更の場合における長期優良住宅計画の変更認定申請手数料

- ①住宅の位置 ②維持保全の方法、期間 ③資金計画 ④工事の着手時期、完了予定時期  
⑤譲受人の決定又は管理者等選任の予定時期

変更認定手数料	4,000円
---------	--------

(6) 譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅計画の変更認定申請手数料

変更認定手数料	2,100円
---------	--------

(7) 地位の承継の承認申請手数料

変更認定手数料	1,700円
---------	--------

(8) 認定申請に併せて、建築基準関係規定の適合審査を申し出る場合

上記で算定した手数料の額に確認申請手数料を加算した額となります。